

# 令和2年度 稚内市経営方針

本方針は、令和2年度の市政運営において重点的に取り組むべき施策の方向性や見直し事項を、早い段階で明らかにするもので、令和2年度の予算編成や各部の予算要求、また改革・改善などは、本方針を踏まえて行います。

ただし、今後の国の動向等によっては、以下に示した内容を一部変更せざるを得ない状況も想定されますので、留意願います。

令和元年 11 月

稚 内 市

## 1 経済・社会情勢

日本経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も大きく改善しています。雇用面では、生産年齢人口がこの6年間で約500万人減少する中であっても、女性・高齢者の労働参加により就業者が約380万人増加しました。また、地方における経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めています。財政面では引き続き厳しい状況にあるものの、国・地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となっています。

令和の新時代を迎え、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）を踏まえ、「Society 5.0」実現の加速や「第4次産業革命」への対応、便利で豊かな生活が送れる社会の実現、人生100年時代の到来を見据え、誰もがいくつになっても活躍できる社会を構築していくとしています。

本年10月から、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また社会保障の充実と財政健全化にも資するよう消費税を8%から10%へ引き上げました。日本が直面する大きな変化へも対応し、様々な課題を克服するなど、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが、日本経済が目指すべき最重要目標と示しています。

また、国は、本年6月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において、来年度からの「第2期総合戦略」の策定に向け、これから5年間の変化のみならず、さらに中長期の社会・経済状況の変化を見据え、「1 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「2 地方への新しいひとの流れをつくる」、「3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」という、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」など6つの新たな視点に重点をおいて施策を進めるとしています。

地方財政に関しては、新経済・財政再生計画で、地方が自由に使える一般財源の総額を「2021年度まで2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と定めていますが、一方で、団塊世代が75歳以上の後期高齢者をなり、医療、介護などの社会保障関係経費が急増する2025年問題を目前に控え、さらには都市インフラや公共施設の老朽化対策を具体的に進めていかなければならないなど、地方を取り巻く課題は山積しており、課題解決の更なる加速に向けて、今後、地方の財政負担は増大していくことは必至の状況であり、令和2年度はこれから訪れる時代の変革期の序章となります。

## 2 本市の財政状況

平成 30 年度決算においては、“財政健全化法に基づく 4 つの指標”について特に大きな変動もなく健全な数値の範囲内として捉えることができるものの、市税等一般財源の使途の自由度を示す経常収支比率は年々悪化し、毎年度の予算編成における一般財源の不足額は、基金の取崩しによる補填が常態化し、財政の硬直化が進んでいる状況となっています。

歳入では、自主財源の根幹である市税収入において、個人・法人市民税ともに増加傾向が見て取れるものの、市税収入と並ぶ歳入の大きな柱である地方交付税が、市税収入の増加を上回る減少となっています。また、本市にとって貴重な財源の一つとなっている“まちづくり寄附金（日本のてっぺん応援基金の原資）”においても、前年度比較で約 5 億円、32.3%の減少となっており、今後においては、こうした臨時的な収入に頼ることのない適正な予算規模の実現と健全な財政運営が求められます。

歳出においては、義務的経費の大半を占める人件費、扶助費、公債費の合計額が減少している一方、委託料や賃金などの物件費のほか、負担金・補助金などの経費、特別会計及び企業会計に対する繰出金が増加となっています。

こうした厳しい財政状況のもと、平成 30 年度末現在の一般会計における基金残高は約 31 億円で、このうち財源対策として活用できる財政調整基金と地域経済活性化対策基金の合計は約 15 億円にまで減少しています。さらに、令和元年度の予算編成において、財源不足を補うためにその多くを取り崩したことから、令和 2 年度以降に活用できる財政調整基金等の基金残高は約 2 億円程度まで減少するものと予測しています。

また、主に建設事業の財源となる市債（地方債）の発行については、世代間の負担の公平性、将来世代への負担の抑制を図るため、一会計年度における市債の発行額を公債費（市債の元金償還金）の範囲内とする考え方を堅持してきましたが、近年の連続する大型建設事業の実施により、平成 30 年度は市債発行額が公債費を上回り、令和元年度においても同様となっています。

この状況が継続することで、後年度における公債費の額は確実に増加し、予算編成時の大きな負担となることは言うまでもありませんが、令和 2 年度においてもこの状況は解消されないものと予測しています。

財政推計上（令和 2 年度～8 年度）では、7 カ年の累計で 100 億円超の収支不足額が予測され、加えて、上述した基金の状況や市債の発行状況を鑑みると、令和 2 年度の予算編成（要求）にあたっては、何を念頭に置き進めなければならないのかは言うまでもありません。

本経営方針における「政策推進の基本姿勢」「重点取組事項」を実現していくために、大変厳しい予算編成作業になることを職員一人ひとりが十分に理解し、早急に財政健全化への第一歩を踏み出すことが求められます。

### **3 経営の基本方針**

本市においては、これから10年間の本市の将来を見通した「第5次稚内市総合計画」が令和元年度からスタートしており、また今年度策定する「第2期稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、これまでの第1期の取り組みに加えて、切れ目なく人口減少に歯止めをかけるため、今後5年間で進めていく事業の数値目標を掲げ、それぞれ戦略を持った新たな施策を展開していく年度でもあります。

しかし、来年度以降の歳入が大幅に向上することは想定できず、引き続き、厳しい財政状況が続いていくこと、さらには市庁舎整備や稚内中学校整備事業などの大型事業が後年度に控えていることから、将来的な負担を十分考慮しながら、事業を展開していく必要があります。

ソフト事業においては、その事業効果を検証するとともに、事業内容の見直しや、各種補助金・交付金の有効活用はもとより、事業内容によってはクラウドファンディングの活用も視野に入れ、財源確保をより一層意識していかなければなりません。

ハード事業においては、特に既存の公共施設の老朽化が進むなかで、維持修繕の費用が増えている状況が見受けられることから、施設の費用対効果を検証しながら、平成27年度に策定した「稚内市公共施設等総合管理計画」との整合性を図り、適正な施設維持に努めていくことが求められています。

このように、本市における課題は山積していますが、市民にとって利便性の高い行政サービスを持続していくことは重要であり、各部署においては、実施している事業効果の分析と検証を怠ることなく、施策・事業を十分精査し、限られた財源の中ではありますが、効率かつ効果的な事業を進めていくことにより、市民が安心してこのまちに住み続けられる、健全で持続可能な自治体経営を進めていきます。

## 4 政策推進の基本姿勢

令和元年第3回定例会（令和元年6月）における所信表明において、今後4年間の市政運営の柱として、下記にある第5次稚内市総合計画の5つの基本目標を踏まえた基本方針を示しました。今後の事業展開においては、総合計画の将来像『海と大地と風の恵み 人が輝き挑戦し続けるまち稚内』の実現を目指し、各施策や事業の目標達成と成果を形に表せるよう、国や北海道、周辺市町村、さらには関係団体等と連携を深めながら、それぞれの取り組みを着実に推進してください。

### 《第5次稚内市総合計画の基本目標》

#### I 「子ども・若者の夢を育み、次代を担うひとづくり」の推進

- 次代を担う人材の育成と地域とともにある学校づくり
- 市民の学びを支える地域づくり
- 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

#### II 「安らぎの空間に笑顔あふれる基盤づくり」の推進

- 時代に適応した公共交通・都市間交通の整備
- 安全・安心な都市基盤の整備
- 緊急時に備えた地域防災力の強化

#### III 「地域の資源を活かした魅力ある仕事づくり」の推進

- 次代へつなぐ魅力ある第1次産業の持続的発展
- 活力に満ちた産業の育成と働きがいのある労働環境の充実
- 資源から魅力への変換と世界からの交流人口の拡大
- 地域特性を最大限に活かした産業の育成と企業誘致

#### IV 「互いに支え、いきいきと生活できる暮らしづくり」の推進

- 地域医療の充実と健康づくりの推進
- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
- 人と地球にやさしいまちづくり
- 安全・安心な暮らしづくり

#### V 「まちを愛し、世界に誇れるふるさとづくり」の推進

- 郷土愛の醸成・まちの魅力の発信
- 国内外との交流促進とホスピタリティの向上
- 移住・定住の促進と関係人口の拡大

## 5 令和2年度の重点取組事項

### (1) 市長公約（3期目の10の約束）の推進

令和2年度は、3期目を走り始めた本格稼働の年となります。公約として掲げた「3期目の10の約束」について、その進捗状況について十分に精査し、着実に推進してください。

- 1 子育て環境の充実に努め、「保育所の待機児童ゼロ」を実現します。
- 2 高齢者も安心、「特別養護老人ホームの待機者ゼロ」を目指します。
- 3 子どもたちの健康をみんなで守るため、「高校生までの医療費ゼロ（無料化）」を実施します。
- 4 「稚内型奨学金」を創設し、このまちを支えていく「わっかない人（びと）」を育てます。
- 5 北地区における小中一貫校の開設を目指し、「稚内中学校を建設」します。
- 6 災害対応、市民交流そして地域活性化の核として、市民に親しまれる、「市役所庁舎の建設」に取り組みます。
- 7 航空ネットワークの強化により、「道内外との新規路線の開設」や、「既存路線の拡充」を目指します。
- 8 物流の拡大と大型クルーズ船の誘致などにより、「稚内港の国際化」を推進します。
- 9 広域観光周遊ルートの整備と、「地場産業の連携」を進め、地域の「食と観光」の魅力を高めます。
- 10 再生可能エネルギーの推進により、大規模発電基地の形成と地産地消を両立させる、「再生可能エネルギー先端都市」を目指します。

### (2) 第2期 稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について

本市では、人口減少・少子高齢化が急激に進む中で、地域一丸となって取組を進めてきた、第1期の総合戦略の検証等を踏まえ、2020年から2024年までの5年間で、人口減少、それに関連した様々な課題を克服し、地域経済を活性化させるために、その名のおり戦略をもって、さらに強力で押し進めていくべく、本年度中に「第2期の稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとしています。

今後においても「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する各種施策・事業を精力的に取り進めてください。

## 6 特に留意すべき事項について

### (1) 財源不足に対応するための事業（経費）の留保・凍結

令和元年度に実施した財政推計において、令和2年度の歳出予算規模は270億円超となっており、必要な一般財源の総額は約162億円、一方、歳入見積額（財源対策等の基金の繰入は除く）は約252億円で、このうち市税や地方交付税等の一般財源の総額は約144億円、これに財源対策として活用が可能な基金を見積もっても尚、予算の不均衡「財源不足」が生じるものと予測しています。

仮に財源不足が発生した場合には、歳出の予算規模（事業経費）を圧縮するという方法により予算の均衡を図ることになりますが、令和2年度の予算編成にあたっては、これらの状況を想定した上で、推計時に各課から提出された事業経費をベースに、財源不足が生じた際に予算を凍結する事業（経費）について、予め仕分けを行っています。

予算凍結の対象とする「留保対象事業（経費）」への仕分けについては、財源不足を解消するための事前措置であることから、予算要求は通常どおり行うものとし、全件査定、財務課ヒアリング等も実施します。

なお、予め示した留保対象経費とは別に、ヒアリング実施の中で留保対象とすることもありますのでご了解願います。

財務課による全課のヒアリング終了後、留保対象として仕分けされた事業（経費）の一覧表を配付しますので、各部において優先順位付けを行ってください。提出された優先順位をもとに部長会議又は副市長説明等において財源不足解消額までの積上げを行う予定です。

### (2) 財務課ヒアリング、副市長説明、予算編成会議（市長査定）について

令和2年度の予算編成にあたっては、要求額及び財源不足額等を早期に確定させる必要があることから、要求書の提出期限や財務課ヒアリングを例年より前倒して行う予定であり、財務課によるヒアリングについては勤務時間外も含め実施します。

また、副市長説明については、例年、財務課のみで説明を行い、その結果等について各課へ報告する形式をとっていましたが、財源不足により凍結となる事業（経費）の発生が予測されることから、これまでと同様に政策事業のほか、新規・拡充案件及び凍結対象事業（経費）に対する今後の方向性等について、各課で直接説明を行ってもらうものとします。なお、予算編成会議（市長査定）においても、副市長説明と同様の取扱いとします。

### (3) 事業評価における検討事項等について

事業評価については、各部重点取組方針の評価と連動させた評価を実施しておりますが、本年11月に中間評価と、その結果を踏まえた理事者とのヒアリングを実

施する予定となっております。また、各部重点取組以外の事業についても、各部内において実施内容の振り返りを行うこととなっておりますので、各所管におきましては、部内のマネジメントコントロールに努めてください。

令和2年度に向けては、これらの検証により事業の進め方や効果等を適切に把握し、ハード事業・ソフト事業問わず、スクラップアンドビルドを含めた事業の改善に努め、予算編成に反映させてください。

**各所管においては、本方針に基づいて、令和2年度の具体的事業展開を検討するとともに、凍結となった事業や経費が発生した際の対応（特に市民や外部等に影響があるもの）について遺漏なく整理してください。**

## 7 令和2年度予算編成について

まず、令和2年度の予算要求及び編成作業において一般会計、特別会計、企業会計を問わず、全職員が共有していなければならない考え方として『第5次稚内市総合計画の基本目標に基づき各種事業を展開し、かつ、本方針の重点取組事項を着実に推進するために、限りのある歳入予算の範囲内で、市民サービス及び地域活力の低下を最小限に止めるための事業（経費）の精査・選択を相応の覚悟を持って実施しなければならない』ということを十分に理解してください。

これまでの予算編成においては、財政運営の健全化を堅持するために様々な手法を実施してきたところですが、結果だけをみると、既存事業は継続し、新規・拡充事業が上積みされ、予算規模は拡大の一途を辿っています。

今、こうした負の構図を抜本的に見直さない限り、本市の財政状況はさらに悪化し、必要な施策に予算を確保できない事態に陥りかねません。

予算要求にあたっては、所属長や主査の強力なマネジメントのもと、「選択と集中」により、既存事業の見直しを徹底し、各課が推進したい事業や新たな課題に対応する施策のための予算確保に努めてください。

「6 特に留意すべき事項について」でも記載しているとおり、令和2年度の予算編成に係る査定については、昨年度同様、全件査定とします。

昨年度の要求では、経常経費について事業費の上限額を設定していましたが、令和2年度は経常・臨時経費ともに上限額等の設定は実施しません。

経常・臨時経費ともに予算要求にあたっては上述した内容を念頭に、予め留保対象経費として示されている経費であっても、通常どおり必要な経費についてのみ、予算要求を行ってください。なお、既に地方創生課より通知があったところですが、新規事業及び拡充事業等の政策的判断や新たな予算を必要とする事業については、要求前に必ず政策推進会議へ当該案件の提出を行ってください。

厳しい財政状況が続く中にあっても前向きな事業執行ができるよう、例年の予算編成方針では、各部課に対して「事務事業の検証」や「効率・効果的な事業の実施」、「安定的で健全な財政運営の堅持」などの理解を求めてきたところですが、既にそのような状況ではないことを十分に理解し予算要求作業に臨んで下さい。

## I. 予算要求の基本的な考え方

前段「6 特に留意すべき事項について」で記載している内容と重複しますが、令和2年度の予算要求にあたっては、経常経費、臨時経費の全ての経費について全件審査を行います。

要求にあたっては、枠配分やマイナスシーリング等を行わず、必要最低限な経費についてのみの要求とします。

ただし、令和2年度の予算編成については、財政推計上、多額の財源不足額が予測されることから、事前に財政推計実施の際に各課から提出された事業経費を基に留保対象事業（経費）を示させていただきます。この留保対象事業（経費）は、実際に財源不足額が生じた際に、当該不足額を解消できるまで留保対象事業（経費）を積上げ、当該予算を凍結する（予算計上しない）経費となります。

また、留保対象事業（経費）については、予め示した経費以外に、要求事項の全件審査の過程においても仕分けするものとします。あくまでも財源不足が生じた際の措置であり、要求は通常どおり行うこととなります。

財源不足額に応じた留保対象事業（経費）の積上げ（選択）については、現在、部長会議で行うことを予定していますが、その前段の作業として、各部単位で留保対象事業（経費）の優先順位付番作業を行ってもらう予定です。なお、部長会議においても、財源不足が解消されない場合は、副市長説明若しくは予算編成会議での決定か、優先順位を基に財務課において機械的に積み上げることを予定しております。（なお、凍結となった事業（経費）の復活は認めません。）

### **(1) 経常経費（事業）は全件査定（事情聴取）を行います。要求にあたっての考え方は以下のとおりとします。**

- ア 留保対象事業（経費）であっても、通常どおりの要求としてください。
- イ 消費税引き上げに伴う増加経費については、原則、予算執行管理において吸収してください。ただし、積算上、吸収できないもの（委託料や工事費など）については認めるものとします。
- ウ 燃料費の積算にあたっては最新の単価（令和元年10月1日実施）を使用してください。ただし、他の経費と同様に消費税の引き上げ分を予算執行管理において吸収できる経費であることから、年間使用予定数量は過去3ヵ年の実績使用数量のうち、最も低い数量を使用してください。

### **(2) 臨時経費（事業）【新規事業含む】は全件査定（事情聴取）を行います。要求にあたっての考え方は以下のとおりとします。**

- ア 留保対象事業（経費）であっても、通常どおり要求してください。
- イ 臨時経費（事業）の要求にあたっては、原則、先に実施した概算要求において臨時経費概算要求調書の提出があった事業のみとします。ただし、概算要求時に、あらかじめ臨時経費概算要求調書の提出を要さない旨の了承を得ている事業については例外とします。

※ 新規事業については、概算要求の際に、すでに政策推進会議に諮られていることを前提にします。

ウ ソフト事業・ハード事業に関わらず、予算要求にあっては補助対象となる経費のみの要求を原則とし、いわゆる継ぎ足し単独分に係る要求は認めませんので留意してください。

エ 既存の臨時経費（事業）や新規事業については、厳しい財政状況の中で実施するものであることを前提に、実施の背景（課題や目的の明確化）を精査し、事業実施に伴う将来的な財政負担や実施期間等についても十分な検証・検討を重ねた上で、真に不可欠なものについてのみ予算要求を行ってください。なお、新規事業や事業拡充に伴う経費については、原則、留保対象事業（経費）として取り扱います。

オ 要求にあたっては有利かつ有効性の高いメニューの補助金の活用はもちろんのこと、スクラップアンドビルドの観点に立ち、既存事業の廃止や縮小を行うことで、新たな財源を捻出することを徹底して行ってください。

### （３） 「政策的経費、必要経費の当初予算要求」を徹底します。

令和２年度の当初予算要求では、当該年度に必要な全ての経費（事業）について要求を行ってください。当初予算計上若しくは補正予算計上の判断はヒアリングの中で判断します。

なお、年度途中の予算不足による差額、施設などの維持補修的な経費を補正予算において要求することは一切認めません。

### （４） 特別会計及び企業会計、消防事務組合における予算要求の考え方

ア 特別会計及び企業会計については、従来どおり一件査定を行います。財政健全化法の施行により、一般会計にとどまらず、特別会計、企業会計まで対象を広げた連結ベースでの財政指標が、財政健全化の判断指標となっていることから、特別会計、企業会計の予算要求・編成にあたっては、税負担により賄う経費と、受益者が負担すべき経費の区分を精査し、独立採算制の確保に努めてください。

イ 企業会計、消防事務組合における経費（事業）についても、一般会計及び特別会計と同様に、留保対象事業（経費）の抽出を行うことから、各経費の積算内容が詳細にわかる書類を提出してください。（任意様式）

ウ 各会計への一般会計からの繰出しについては、地方財政法第６条、地方公営企業法第１７条の２及び第１７条の３、第１８条のほか、関係法令により、原則、繰出基準に基づくもののみとします。繰出基準以外による要求事項がある場合については、臨時経費として取り扱い、査定（事情聴取）を行いますので、一般会計同様、補助金の活用や事業の検証等を行った上での要求としてください。特に、企業会計においては、繰出金が年々増加傾向にあることを踏まえ、内容が把握できる算出資料等を提出してください。

エ 令和2年度における企業会計等への繰出金については、一般会計の財政状況により基準に基づくものであっても留保対象経費として取り扱う場合がありますのでご了承ください。

#### (5) 将来負担軽減に向けた努力（公債費の縮減）

地方債の発行は、後年度の公債費として、削減することのできない義務的経費となり、財政運営の硬直化に直結する要因の一つとなることから、事業費の見直しやコスト縮減により発行額の抑制に努めるとともに、すべての事業について、単年度の事業費のみに捉われることなく、将来的な財政負担も視野に入れた要求としてください。新規の地方債発行額は「臨時財政対策債」などの特例的な地方債を除き、当該年度の公債費（地方債の元金償還額）を上回らないことを原則とします。

なお、原則、一般単独事業債のような交付税措置のない地方債充当事業（経費）については留保対象事業（経費）とします。

#### (6) 国、北海道の動向の的確な把握と対応

今後の国や北海道の施策実施の動向については不透明な部分もあることに鑑み、新制度等の内容が明確になっているもの以外については、現行制度での予算編成を進めることとします。

今後、予算編成過程において、職員一人ひとりが、これまで以上に関係省庁等からの情報収集に努めることが必要であり、新たな負担が生じる場合には、市長会や関係団体と連携しながら適切な対応を行って下さい。

## II. 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済情勢、国・道の予算編成、施策動向を把握し、適切に対処してください。

#### (8) 市 税

制度改正、経済動向を十分に勘案し、確実かつ最大限の年間収入見込み額を計上してください。税負担の公平を期するため、特に、滞納繰越分については、積極的な徴収対策を講じるなど、徴収率の更なる向上に努めて下さい。

#### (9) 国・道支出金

事務事業の緊急度とその効果を十分に検討し、補助金財源があるからと言って安易に受け入れることなく、主体的な判断に基づき、取捨選択の上、要求してください。

また、地方財政に影響を及ぼす様々な施策等について、その動向を注視するとともに、関係機関と十分連絡を取り、的確な情報収集と予算の見積りを行って下さい。

なお、国庫支出金事業において、超過負担が存在する場合には、容易に本市の負担とすることなく、国への要望などその解消に努めてください。

## (10) 使用料・手数料その他の税外収入

使用料・手数料その他の税外収入については、受益者負担の原則を逸脱することなく適切な徴収に努めてください。減免については、前例踏襲せず、課内・部内において申請内容を十分に精査し、説明責任が十分に果たされる範囲内で減免措置を講じることとしてください。

令和2年度以降、使用料・手数料の見直しを実施する予定であることから、当該事業に要する経費や施設運営等に係るコスト、他都市における負担の実態等を把握し、今後の方向性について十分検討してください。

また、未収金については、その原因を分析し、積極的な徴収対策を講じ、その解消に努めてください。

## (11) 市債（地方債）

市債発行の原則については、Iの（5）に記載のとおりですが、概算要求時にも通知したとおり、市債を財源とする事業については、事前に財務課と十分協議してください。

## Ⅲ. 歳出に関する事項

留保対象となっている事業（経費）は、財源不足が生じた際に他の事業（経費）に優先して予算を凍結するものです。留保対象事業（経費）について、要求段階から削減、休廃止を行うかどうかは各課の判断になりますが、留保対象事業（経費）になっているかどうかに関わらず、必要な経費のみの要求としてください。

## (12) 義務的経費

### ① 人件費

効率的な組織体制の確立を目標に、今後も総体的な人件費の節減に努めるとともに、諸手当の見直しについて引き続き検討してください。

また、制度改正により臨時・非常勤職員の任用形態が「会計年度任用職員」に移行することに伴い、期末手当支給率の引き上げや退職手当の支給など、新たなコストが発生することが予測されます。

現在各課に置かれている臨時・非常勤職員は、業務量や正職員の人員配置等（異動や欠員等の補充）の理由により、その配置を認められているところでありますが、正職員全体数が減少していること、それら配置が既得権ではないことを念頭に、業務の効率化に努めてください。

### ② 扶助費

政府においては、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う社会保障の充実を掲げ、2020年度概算要求では「人生100年時代に対応した全世代型社会保障の構築」に取り組むため、三つの柱を基軸とし様々な施策等の展開が図られる予定であることから、今後の国や北海道の動向を注視し、制度改正等がある場合においても遺漏がないよう適切な事務手続きに努めてください。

また、今後においても、扶助費に係る財政負担の増加は避けられないことから、特に市が単独で行う給付については、給付の実態や効果、認定基準のあり方を十分調査・検討の上、制度の見直しにより財源を生み出し、新たなニーズに対応できるように努めてください。

### (13) 投資的経費

公共施設にかかる投資的経費（建設事業費）については、緊急性・費用対効果・ランニングコストを十分検討するとともに、事業費の積算については、根拠を明確にしてください。

事業の緊急性については、査定（事情聴取）の中で判断することとしますが、原則、財源のないもの及び一般単独事業債のような交付税措置のない地方債充当事業（経費）については留保対象事業（経費）とします。

なお、施設の維持修繕・老朽化対策に係る経費については、今後の修繕計画を明らかにするとともに、中長期の財政負担を考慮し検討してください。

### (14) その他の経費

#### ① 物件費

事務経費とされる旅費、需用費、役務費については、更なる経費削減に向け、各課の事業の内容を十分協議するなど、十分な調整をお願いします。

また、委託料については増加傾向にあるため、事務・事業に係る委託料は、高度の専門的知識や委託によるコスト削減などの十分な検討を行うなど、安易な業務委託を避け、その必要性を十分検討してください。

なお、旅費については、財務課による査定の際にその内容を確認する場合がありますことから、過去の復命書を必ず持参してください。

#### ② 補助費等

各種団体に対する運営補助金、実行委員会に対する事業補助金については、民間との役割分担を明確にし、費用対効果、補助率などについて、十分な精査と検証を行ってください。

また、補助団体の決算において多額の繰越金が発生している場合、事業内容、補助の必要性については十分検討を行うとともに、財務課による査定の際には、補助要綱を持参してください。

なお、執行にあたっては別紙「補助金の取り扱いについて（平成15年12月25日付け）」において、「補助金の見直し方針」が規定されていますので、必ず確認してください。

#### ③ 債務負担行為

債務負担行為は、将来にわたる財政負担であり、財政健全化法の施行に伴い、「実質公債費比率」や「将来負担比率」にも影響を及ぼすことから、将来見通しを十分精査の上、要求してください。

また、最近調書の提出において、債務負担行為を設定する事項に係る財源があるにも関わらず、全額一般財源で提出するような案件が見受けられますが、関連する歳入予算・財源を十分に確認の上、調書を提出してください。財源に疑義がある場合については、必ず、財務課に確認してください。

なお、令和2年度において予算措置がない場合であっても、将来に渡り予算措置を必要とするような案件については、事前に財務課と十分協議してください。

### ③ その他

7節「賃金」の科目については、地方自治法施行規則の改正に伴い令和2年度から廃止となります。

令和2年度からこれまで臨時・非常勤職員として雇用していた職員の任用形態が会計年度任用職員制度へ移行するにより「フルタイム勤務（7時間45分）」若しくは「パートタイム勤務（フルタイムより少ない時間）」の区分による雇用となります。

会計年度任用職員の当該区分毎に給与等の予算計上科目に違いが生じることとなりますが、令和2年度の予算要求にあたっては、今までどおり令和元年度（平成31年度）の臨時・非常勤の賃金単価を用い積算するとともに、積算した総額（給料、手当、共済費全ての経費）については、事業毎に「1節 報酬」の科目へ予算要求してください。（事業の経費に「1節 報酬」がない場合は、財務課までご連絡願います。）

なお、賃金の予算要求にあわせて提出をお願いしていた「(第2号付表1)賃金要求額内訳書」については、名称を「会計年度任用職員給与等要求額内訳書」に変更し、これまでと同様に提出をお願いします。提出後は昨年度同様、人材育成課のヒアリングを受けていただくこととなりますが、ヒアリングの中で会計年度任用職員の「フルタイム」「パートタイム」の区分について決定することになりますのでご了知ください。